

議案第134号

パソコンの取得について

次のとおり財産を取得することについて、佐野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年佐野市条例第57号）第3条の規定により、議会の議決を求めます。

令和2年12月4日提出

佐野市長 岡部正英

1 取得する財産

財産の種類	財産の名称	数量	契約の相手方
物 品	パソコン	7,499台	佐野市大橋町3215番地1 リコージャパン株式会社販売事業 本部栃木支社LA営業部 部長 大島秋雄

2 取得金額

593,670,000円

理 由

GIGAスクール構想に基づき一人1台の環境とするためパソコンを取得したいので提案するものです。

参 考

佐野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

入札参加業者名及び入札結果表

開札執行日	令和2年11月17日
財産の名称	パソコン
数 量	7,499台
予 定 価 格	615,623,800円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
落 札 金 額	593,670,000円（入札書記載金額×110／100）

番号	入札参加業者名	入札書記載金額（円）	備考
1	リコージャパン株式会社販売 事業本部栃木支社LA営業部	539,700,000	落札

入札書記載金額に100分の10に相当する額を加算した金額が会計法上の申込みに係る価格になります。